

令和8年4月20日

令和8年 第7回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第35号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第36号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第37号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和8年 5月20日（水）午前10時00分～
- ・令和8年 6月1日（月）午前9時30分～
- ・令和8年 7月17日（金）午前10時00分～

議案第 35 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 8 年 4 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

1 死亡により抹消する者の数

357人

2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数

400人

3 抹消する者の氏名等

別紙のとおり

4 抹消年月日

令和 8 年 4 月 20 日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 36 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和8年4月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 濱田 一雄

1 登録する者の数

1人

2 登録する者の氏名等

別紙のとおり

3 登録年月日

令和8年4月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和 8 年 4 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1 人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和 8 年 4 月 20 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 6 第 2 項の規定による。

